

議第46号

遠藤奨学基金設置条例の一部を改正する条例案

遠藤奨学基金設置条例（昭和36年三島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削り、同条第4号中「前各号の」を「前2号の株式及び基金に属していた」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

平成29年6月13日提出

三島市長 豊岡武士